

**労働安全衛生規則の改正
《産業医制度の充実関係》
(平成29年6月1日～施行)
の適正・適切な運用について**

**平29・3・31基発0331第68号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」の
説明資料**

平30・3・20(火)

**神奈川県労働局 労働基準部
健康課**

「過労死等ゼロ」緊急対策について(概要)

平成28年12月

1 違法な長時間労働を許さない取組の強化

(1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底

企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底する。

(2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導

違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導を行う。

(3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化

過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象を拡大する。

(4) 36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化

(1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導

複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ対策も含め個別指導を行う。

(2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。

(3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底

長時間労働者に関する情報等の産業医への提供を義務付ける。

3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

(1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請

(2) 労働者に対する相談窓口の充実

労働者から、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の開設日を増加し、毎日開設するなど相談窓口を充実させる。

(3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

2(2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底

現状

パワハラ防止対策については、「パワハラ対策導入マニュアル」を作成し、周知を実施。



新たな取組

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。(H29年度より実施)

2(3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底

- 月100時間超の時間外・休日労働をする方の労働時間等の情報を事業者が産業医へ提供することを義務化し、面接指導等に必要な情報を産業医に集約する。(省令を改正し、H29年度より実施)
- 過重労働等の問題のある事業場については、長時間労働者全員への医師による緊急の面接(問診)等の実施を、都道府県労働局長が指示できる制度を整備する。(H29年度より実施)

7

3 社会全体で「過労死等ゼロ」を目指す取組の強化

(1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請

長時間労働の抑制等に向けて、事業主団体に対し、以下の協力要請を行う。(速やかに実施)

- ① 36協定未締結など違法な残業の防止、労働時間の適正な把握等
- ② 企業・業界団体におけるメンタルヘルス対策、パワハラ防止対策等の取組による「心の健康づくり」の推進
- ③ 長時間労働の背景になっている取引慣行(短納期発注、発注内容の頻繁な変更等)の是正

(2) 労働者に対する相談窓口の充実

労働者から長時間労働等の問題について、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を毎日開設する等の取組を行う。(現行週6日→7日)(H29年度より実施)

(3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

労働基準法等の法令に違反し、公表された事案については、ホームページにて、一定期間掲載する。(H29年より実施)

産業医制度等に係る省令改正について

改正の背景

「産業医制度の在り方に関する検討会※」の報告書（平成28年12月26日公表）等に基づき、所要の改正を行う。

※ 過労死対策、メンタルヘルス対策、疾病・障害がある等の多様化する労働者の健康確保対策の重要性が増す中、産業医に求められる役割等が変化し、産業医が対応すべき業務が増加している。このような背景から、産業現場のニーズを踏まえつつ、産業医の位置づけや役割などについて検討することを目的として開催。

報告書の主な内容

1 産業医に必要な情報取得のあり方について

- 近年は、事業場における労働者の健康確保対策として、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等も重要となっており、また、嘱託産業医を中心により効率的かつ効果的な職務の実施が求められている中、これらの対策に関して必要な措置を講じるための情報収集の手段として、職場巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられる。
- このため、事業者から産業医に対して、定期的（月1回以上）に以下の情報が提供される場合においては、産業医の職場巡視の頻度を、事業者の同意を条件として、「毎月1回以上」から「2月以内ごとに1回以上」へ変更が可能とすることが適当

ア) 過重労働対策などにとって有用な、安衛則第52条の2に基づき、事業者が月1回以上把握する長時間労働者に対する面接指導の基準（労働時間の部分）に該当する労働者及びその労働時間数

イ) 作業環境、作業方法等の問題点の把握等にとって有用な、週1回以上の衛生管理者の職場巡視の結果

ウ) 上記ア) 及びイ) のほか、産業医に提供すべき情報として、各事業場の状況に応じて衛生委員会等において調査審議の上、定める事項

なお、事業者の同意は、産業医の意見に基づいて衛生委員会等において調査審議を行った結果を踏まえて行うよう、国等が指導することが適当。

○ 事業者から産業医への情報提供に関して、**産業医の職場巡視の頻度を変更しない事業者**についても、上記ア) の情報については、**過重労働対策等**にとって有用であることから、事業者から産業医に対して定期的（月1回以上）に提供することを義務付けることが必要。

また、上記イ) 及びウ) についても定期的に提供するよう、国等が指導することが適当。

○ 産業医は、事業場における労働衛生管理上の課題によっては、必要に応じて、上記ア) 、イ) 及びウ) 以外の情報についても、事業者から提供を受けるなどにより把握し、課題等に対応することが必要である。

2 健康診断及び事後措置について

○ 義務とされている、健康診断の異常所見者の就業上の措置に関する医師等からの意見聴取を確実かつ効果的に実施するためには、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年11月30日付け健康診断結果措置指針公示第8号）等で示している、

➤ 事業者が、意見聴取を行う医師又は歯科医師に対して、異常所見であった労働者の業務の状況（労働者に係る作業環境、労働時間、作業態様等）等の情報を提供すること

などが必要であり、上記の情報については、意見を述べる医師等は、既に産業保健活動等により入手している場合があるなどの状況にあるが、当該情報提供の着実な実施を図るため、事業者は、**当該医師等が意見を述べるために必要と認める労働者の業務に関する情報**について、**当該医師等から提供を求められたときは、当該情報を提供することを義務付ける**ことが必要。

現 行

- 現在、労働安全衛生法令では、以下を義務付けている。
 - ▶ 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。（労働安全衛生規則第15条）
 - ▶ 事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康保持に必要な措置について、医師等からの意見を聴取する。（労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文）
 - ▶ 事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超える労働者について、当該労働者からの申出に基づいて医師による面接指導を行う。（労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生規則第52条の2）

改正の内容

産業医の定期巡視の頻度の見直し（労働安全衛生規則第15条関係）

- 少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月1回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする。
 - 1 衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果
 - 2 1に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供

（労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文関係）

- 事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならないこととする。

長時間労働者に関する情報の産業医への提供（労働安全衛生規則第52条の2関係）

- 事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。

産業医制度の充実に向けた労働安全衛生規則等の改正 新旧対照表

| 改正前(旧) | 改正後(新) (改正部分) |
|--|---|
| 労働安全衛生規則 | |
| <p>(産業医の定期巡視及び権限の付与)</p> <p>第15条 産業医は、少なくとも毎月1回、作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、産業医に対し、前条第1項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; color: red; border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; margin: 20px auto;">②</p> <p>(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)</p> <p>第51条の2 第43条等の健康診断の結果に基づく法第66条の4の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>1 第43条等の健康診断が行われた日(法第66条第5項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から3月以内に行うこと。</p> | <p>(産業医の定期巡視及び権限の付与)</p> <p>第15条 産業医は、少なくとも毎月1回(産業医が、事業者から、毎月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回)作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 1 第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの </p> <p>2 事業者は、産業医に対し、前条第1項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。</p> <p>(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)</p> <p>第51条の2 第43条等の健康診断の結果に基づく法第66条の4の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>1 第43条等の健康診断が行われた日(法第66条第5項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から3月以内に行うこと。</p> |
| <p>2 聴取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。</p> <p>2 法第66条の2の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第66条の4の規定による医師からの意見聴取は、次の定めるところにより行わなければならない。</p> <p>1 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から2月以内に行うこと。</p> <p>2 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。</p> <p>(面接指導の対象となる労働者の要件等)</p> <p>第52条の2 法第66条の8第1項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前1月以内に法第66条の8第1項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という)を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。</p> <p>2 前項の超えた時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; color: red; border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; margin: 20px auto;">①</p> | <p>2 聴取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。</p> <p>2 法第66条の2の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第66条の4の規定による医師からの意見聴取は、次の定めるところにより行わなければならない。</p> <p>1 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から2月以内に行うこと。</p> <p>2 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。</p> <p>3 事業者は、医師又は歯科医師から、前2項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。</p> <p>(面接指導の対象となる労働者の要件等)</p> <p>第52条の2 法第66条の8第1項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前1月以内に法第66条の8第1項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という)を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。</p> <p>2 前項の超えた時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 3 事業者は、第1項の超えた時間の算定を行つたときは速やかに、同項の超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。 </p> |

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 | 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 |
| <p>平成 8 年 10 月 1 日 健康診断結果措置指針公示第 1 号</p> <p>改正 平成 12 年 3 月 31 日 健康診断結果措置指針公示第 2 号</p> <p>改正 平成 13 年 3 月 30 日 健康診断結果措置指針公示第 3 号</p> <p>改正 平成 14 年 2 月 25 日 健康診断結果措置指針公示第 4 号</p> <p>改正 平成 17 年 3 月 31 日 健康診断結果措置指針公示第 5 号</p> <p>改正 平成 18 年 3 月 31 日 健康診断結果措置指針公示第 6 号</p> <p>改正 平成 20 年 1 月 31 日 健康診断結果措置指針公示第 7 号</p> <p>改正 平成 27 年 11 月 30 日 健康診断結果措置指針公示第 8 号</p> <p>改正 平成 29 年 4 月 14 日 健康診断結果措置指針公示第 9 号</p> | <p>平成 8 年 10 月 1 日 健康診断結果措置指針公示第 1 号</p> <p>改正 平成 12 年 3 月 31 日 健康診断結果措置指針公示第 2 号</p> <p>改正 平成 13 年 3 月 30 日 健康診断結果措置指針公示第 3 号</p> <p>改正 平成 14 年 2 月 25 日 健康診断結果措置指針公示第 4 号</p> <p>改正 平成 17 年 3 月 31 日 健康診断結果措置指針公示第 5 号</p> <p>改正 平成 18 年 3 月 31 日 健康診断結果措置指針公示第 6 号</p> <p>改正 平成 20 年 1 月 31 日 健康診断結果措置指針公示第 7 号</p> <p>改正 平成 27 年 11 月 30 日 健康診断結果措置指針公示第 8 号</p> |
| <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項</p> <p>(1) 健康診断の実施 (略)</p> <p>(2) 二次健康診断の受診勧奨等 (略)</p> <p>(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取</p> <p>事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 4 の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。</p> <p>イ 意見を聴く医師等 (略)</p> <p>ロ 医師等に対する情報の提供</p> <p>事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視</p> | <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項</p> <p>(1) 健康診断の実施 (略)</p> <p>(2) 二次健康診断の受診勧奨等 (略)</p> <p>(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取</p> <p>事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 4 の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。</p> <p>イ 意見を聴く医師等 (略)</p> <p>ロ 医師等に対する情報の提供</p> <p>事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視</p> |
| <p>の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第 66 条の 8、第 66 条の 9 及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導等の結果又は労働者から同意を得て事業者提供された法第 66 条の 10 第 1 項の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に関する情報を提供することも考えられる。</p> <p><u>なお、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 51 条の 2 第 3 項等の規定に基づき、事業者は、医師等から、意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供する必要がある。</u></p> <p>また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。</p> <p>ハ 意見の内容 (略)</p> <p>(4) 就業上の措置の決定等 (略)</p> <p>(5) その他の留意事項 (略)</p> <p>3 派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項 (略)</p> | <p>の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第 66 条の 8、第 66 条の 9 及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導等の結果又は労働者から同意を得て事業者提供された法第 66 条の 10 第 1 項の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に関する情報を提供することも考えられる。</p> <p>また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。</p> <p>ハ 意見の内容 (略)</p> <p>(4) 就業上の措置の決定等 (略)</p> <p>(5) その他の留意事項 (略)</p> <p>3 派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項 (略)</p> |

職場巡視・回数変更(1回/1月 →1回/2月)の適正・適切な要件 (前提条件)

注意!!

(1) 以下の情報が月1回以上、定期的に事業場から産業医に提供されていること

- ① 法定労働時間外労働時間数の算定を行い、時間外労働時間数が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名と当該労働者の時間外労働時間数(安衛則第52条の2 第3項)
- ② 衛生管理者が週1回以上行う職場巡視の結果(安衛則第15条 第1項 第1号)
- ③ 労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報[(安全)衛生委員会の調査審議を経て事業者が産業医に提供することにしたもの]結果(安衛則第15条 第1項 第2号)

(2) (職場巡視を2か月に1回にすることに関する)事業者の同意があること

職場巡視・回数変更(1回/1月→1回/2月) 適正・適切な運用上のポイント

(1) 今回の改正は、産業医の職務の内、「職場巡視の頻度」に関わることだけ

→ 産業医の職務の変更(勤務の軽減)を予定している訳ではない

(2) 産業医の職務は「職場巡視」だけではない

→ (安全)衛生委員会への出席、健康診断・有所見者の業務に関する事業者からの情報の受領や事後措置としての就業判定、長時間・過重労働対象者への面接指導、ストレスチェック結果で”高ストレス”に該当した者への面接指導、長時間労働者に関する情報の受領や就業判定等

産業医制度に係る見直しについて 労働安全衛生規則等が改正されました

平成29年3月29日公布 同年6月1日施行

見直しの背景

- 近年、過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策等の重要性が増す中、産業医に求められる役割も変化し、対応すべき業務は増加しています。
- このような背景から、産業医が必要な措置を講じるための情報収集の在り方を中心に、産業医がその職務をより効率的かつ効果的に実施できるよう、以下の見直しが行われました。

※「産業医制度の在り方に関する検討会」報告書（平成28年12月26日公表）参照

< 見直しのポイント >

check



① 健康診断の事後措置に必要な情報の提供

事業者は、健康診断の結果、異常所見のあった労働者について医師等からの意見聴取を行わなければならない場合に、当該医師等から、意見を述べる上で必要となるその労働者の業務に関する情報を求められたときは、これを提供しなければならないこととなりました。

check



② 長時間労働者に関する情報の提供

事業者は、時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者について、速やかにその労働者の労働時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

check



③ 定期巡視等産業医の情報収集の見直し

事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることが可能となりました。

それぞれの内容を詳しく確認！ ➡ 次ページへ

< 見直しの内容 >

1

事業者は、健康診断の結果、異常所見のあった労働者について医師等からの意見聴取を行わなければならない場合に、当該医師等から、意見を述べる上で必要となるその**労働者の業務に関する情報**を求められたときは、これを提供しなければならないこととなりました。

改正 労働安全衛生規則第51条の2 ほか有機溶剤中毒予防規則等 8 省令

○ 労働者の業務に関する情報とは

ア「労働安全衛生規則」に関するもの

労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等

イ「有機溶剤中毒予防規則等」に関するもの

特殊健康診断の対象となる有害業務以外の業務を含む、

労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等

改正の背景

定期健康診断の有所見率が5割を超える中、異常所見者の就業上の措置に関する医師等からの意見聴取は、事業者の義務であり、産業医に期待される重要な職務です。

その実施を徹底し、適切に意見を述べるができるように、健康診断の結果の情報に加えて、労働者の業務に関する情報を提供しなければならないこととしました。



2

事業者は、時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者について、速やかにその労働者の**労働時間に関する情報**を産業医に提供しなければなりません。

改正 労働安全衛生規則第52条の2

○ 労働者に関する情報とは

ア：時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者の氏名、及び当該労働者の超えた時間に関する情報

イ：アに該当する労働者がいない場合においては、該当者がいないという情報

改正の背景

過重労働による健康障害の防止対策をはじめとする、産業医活動の充実を図る観点から、長時間労働者に関する情報を産業医に提供しなければならないものとなりました。長時間労働者に対する面接指導について、産業医による勧奨を促進する目的のほか、健康相談等で情報を活用することを想定しています。



(参考)

長時間労働者への産業医等による面接指導の流れ

事業者が、残業時間が月100時間超の労働者の情報を産業医に提供

産業医が、残業時間が月100時間超の労働者に面接指導の申出を勧奨

労働者からの申出

産業医等による面接指導の実施

産業医等が就業上の措置に関する意見を述べる

事業者が就業上の措置を講じる

注記

- ・時間外・休日労働時間とは、休憩時間を除き、1週当たり40 時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間をいいます。
- ・産業医とは、労働者の健康管理等を行う医師。常時使用する労働者が50人以上の事業場において選任義務があります。

事業者から産業医に**所定の情報**が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にするのが可能となりました。（巡視の頻度の変更には**事業者の同意**が必要です。）

改正 労働安全衛生規則第15条

○ 所定の情報とは

ア：衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果

- ・ 巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所
- ・ 巡視を行った衛生管理者が「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容
- ・ その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項

イ：アに掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

- 例）
- ・ 労働安全衛生法第66条の9に規定する健康への配慮が必要な労働者の氏名及びその労働時間数
 - ・ 新規に使用される予定の化学物質・設備名、これらに係る作業条件・業務内容
 - ・ 労働者の休業状況

ウ：休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報（＝**今回の見直し②により、産業医への提供が義務付けられた情報**）

※ 定期巡視の頻度の見直しをしない場合においても、事業者は産業医に対して上記ア、イの情報を提供することが望まれます。

○ 事業者の同意について

事業者の同意を得る際は、産業医の意見に基づいて、衛生委員会等において調査審議を行ったうえで行うことが必要です。

また、当該調査審議は、巡視頻度を変更する一定の期間を定めた上で、その一定期間ごとに産業医の意見に基づいて行います。

- 例）4月～9月の6か月間は巡視頻度を2か月に1回にすると衛生委員会で決まった場合
⇒10月の衛生委員会で再度、巡視頻度が2か月に1回で問題ないかを話し合ひましょう。

改正の背景

過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となっており、産業医のより効率的かつ効果的な職務の実施が求められています。

そのような中、これらの対策のための情報収集に当たり、職場巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられることから、毎月、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合には、産業医の職場巡視の頻度を2か月に1回とすることを可能としました。



注記

衛生委員会とは、労働者の衛生に係る事項を調査審議するための会議体。構成員は使用者、労働者、産業医等。常時使用する労働者が50人以上の事業場において設置義務があります。

【参考】労働安全衛生規則等関係条文

※ 下線は今回の改正部分

労働安全衛生規則

(産業医の定期巡視及び権限の付与)

第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回(産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

2 (略)

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

第五十一条の二 第四十三条等の健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二 (略)

2 法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二 (略)

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、第一項の超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、同項の超えた時間が一月当たり百時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

有機溶剤中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第三十条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

鉛中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第五十四条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

四アルキル鉛中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第二十三条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

特定化学物質障害予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第四十条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

高気圧作業安全衛生規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第三十九条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

電離放射線障害防止規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第五十七条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

石綿障害予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第四十二条 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第二十二條 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

改正内容に関する通達・資料はこちらをご参照ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165475.html>

産業医 労働安全衛生規則改正

検索

本リーフレットに関するお問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署へ

所在案内: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

労基署 所在案内

検索



神勞発基 0612 第 1 号

平成 29 年 6 月 12 日

(公社) 神奈川県医師会 会長 殿
(一社) 神奈川県歯科医師会 会長 殿
(公社) 神奈川労務安全衛生協会 会長 殿
建設業労働災害防止協会 神奈川支部 支部長 殿
陸上貨物運送事業災害防止協会 神奈川県支部 支部長 殿
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川総支部 支部長 殿
(独) 労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター 所長 殿
神奈川県健康管理機関協議会 代表幹事 殿
〔公益財団法人 神奈川県予防医学協会 理事長 殿〕

神奈川労働局長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 29 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間の一部を改正する告示（平成 29 年厚生労働省告示第 97 号。以下「改正告示」という。）が平成 29 年 3 月 29 日に公布され、改正省令は平成 29 年 6 月 1 日から、改正告示は平成 29 年 10 月 1 日から、それぞれ施行又は適用されます。

改正省令及び改正告示は、近年、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となるなど、産業保健を取り巻く状況が変化してきていることに対応して、産業医制度の充実を図ること等を目的としたものです。

改正の趣旨、内容等は下記及び別紙 1（平 29・3・29 厚生労働省令第 29 号）・別紙 2（新旧対照表）のとおりですが、貴団体の会員又は会員事業場等の関係者に

に対する周知方につき、御協力をお願い申し上げます。

記

I 改正省令関係

第1 改正の趣旨及び概要

1 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）関係

(1) 産業医の定期巡視の頻度（安衛則第15条第1項関係）

過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となっており、また、嘱託産業医を中心に、より効果的かつ効果的な職務の実施が求められている中、これらの対策に関して必要な措置を講じるための情報収集において、作業場等の巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられ、これらを踏まえて、毎月1回以上、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合においては、産業医の作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能としたこと。

(2) 健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要となる情報の提供（安衛則第51条の2第3項関係）

安衛則に基づく定期健康診断の有所見率が5割を超える状況の中、事業場規模にかかわらず異常所見者に対する就業上の措置に関する医師又は歯科医師からの意見聴取については事業者の義務とされており、また、産業医に期待される重要な職務である。

しかし、産業医の選任義務のない50人未満の小規模事業場を中心に、異常所見者に対する就業上の措置の実施が低調であり、その充実・徹底が必要である。これを踏まえ、定期健康診断の異常所見者に対する就業上の措置に関する医師又は歯科医師からの意見聴取において医師又は歯科医師が意見を述べるに当たっては、定期健康診断において把握した情報に加えて、労働者の労働時間、業務内容等の情報を把握することも必要な場合があることなどから、事業者は、医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合は、速やかに、当該情報を提供しなければならないものとしたこと。

(3) 産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供（安衛則第52条の2第3項関係）

過重労働による健康障害防止対策をはじめとする産業医の活動の充実の観点から、事業者は、安衛則第 52 条の 2 第 2 項に基づき、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間を算定したときは、速やかに、その超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとしたこと。

2 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）等関係

特殊健康診断の異常所見者に対する就業上の措置に関する医師からの意見聴取において医師が意見を述べるに当たっては、特殊健康診断において把握した情報に加えて、労働者の労働時間、業務内容等の情報を把握することも必要な場合があることなどから、以下の 8 省令について、事業者は、医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合は、速やかに、当該情報を提供しなければならないものとしたこと。

- ・ 有機溶剤中毒予防規則
- ・ 鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）
- ・ 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）
- ・ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）
- ・ 高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）
- ・ 電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）
- ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- ・ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）

第 2 細部事項

1 安衛則関係

(1) 産業医の定期巡視の頻度（安衛則第 15 条第 1 項関係）

- ① 産業医の作業場等の巡視頻度の変更についての事業者の同意は、産業医の意見に基づいて、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）において調査審議を行った結果を踏まえて行うことが必要であること。なお、当該調査審議は、産業医の作業場等の巡視頻度を変更することとする一定の期間を定めた上で、当該一定期間ごとに産業医の意見に基づいて行うこと。

② 産業医の作業場等の巡視頻度の変更を行う場合は、安衛則第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の情報とともに、改正省令により新たに規定された「休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」が、事業者から産業医へ提供されていることが必要であること。

③ 産業医の作業場等の巡視頻度の変更は、事業者から産業医に対して、①で定めた一定期間中、毎月 1 回以上、必要な情報が提供されている場合において可能となるものであり、必要な情報が提供されなかった場合は、少なくとも毎月 1 回、産業医の作業場等の巡視を行う必要があること。

なお、衛生管理者の巡視が週 1 回以上実施されない場合等、安衛則第 15 条第 1 項関係の法令の規定に違反している場合も、同様に、少なくとも毎月 1 回、産業医の作業場等の巡視を行う必要があること。

④ 安衛則第 15 条第 1 項第 1 号の「衛生管理者が行う巡視の結果」には、巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所、安衛則第 11 条第 1 項の「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容、その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項が含まれること。

⑤ 衛生委員会等における調査審議の結果として産業医に提供すべきものとしては、例えば、以下の情報が考えられ、事業場の実情に応じて、適切に定める必要があること。

イ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 9 に規定する健康への配慮が必要な労働者の氏名及びその労働時間数（同条の規定に基づく面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置の対象となる者は、安衛則 52 条の 8 第 2 項各号に規定する者としている。）

ロ 新規に使用される予定の化学物質・設備名及びこれらに係る作業条件・業務内容

ハ 労働者の休業状況

⑥ 産業医の作業場等の巡視頻度を変更しない場合においても、事業者は産業医に対して、安衛則第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の情報を提

供することが望ましいこと。また、事業者から産業医に対して情報が提供された場合であっても、産業医は、必要に応じて、他の情報の収集・把握等に努め、事業場における課題等に対応すべきであること。

(2) 健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要となる情報の提供（安衛則第 51 条の 2 第 3 項関係）

「労働者の業務に関する情報」には、労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等があること。

(3) 産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供（安衛則第 52 条の 2 第 3 項関係）

新たに事業者から産業医に提供されることとなる安衛則第 52 条の 2 第 3 項に規定する情報は、安衛則第 52 条の 3 第 4 項に基づく産業医による労働者に対する面接指導の申出の勧奨のほか、健康相談等で活用することを想定したものであること。なお、安衛則第 52 条の 2 第 2 項に基づき労働時間を算定し、「1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者」がない場合においても、その旨の情報を産業医に対して提供すること。

2 有機溶剤中毒予防規則等関係

「労働者の業務に関する情報」には、特殊健康診断の対象となる有害業務以外の業務を含む、労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等があること。

II 改正告示関係（改正の趣旨及び内容）

事業場における治療と職業生活との両立支援対策に関する産業医の的確な関与を促進するため、産業医の要件に係る研修及び実習における研修科目及び実習科目の「健康管理」に関する範囲に「治療と職業生活との両立支援」を追加するものであること。

なお、本改正告示の内容等とともに産業保健総合支援センター等における治療と職業生活との両立支援に関する産業医への研修についても、上記関与の促進に資することから、都道府県労働局においては、その周知に努めること。

III その他（治療と職業生活の両立支援に関する産業医の職務）

昭和 63 年 9 月 16 日付け基発第 602 号「労働安全衛生規則の一部を改正す

る省令、ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令及び有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」において、安衛則第14条第1項第6号の労働者の健康管理に関することには、疾病管理等が含まれるとしているが、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日基発第0223第5号等）等を踏まえた治療と職業生活の両立支援についてもこれに含まれること。